

## 社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性の判断基準は以下のとおりとする。

1. 次のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。ただし、一般株主と利益相反が生じるおそれがある場合はこの限りではない。
  - ①就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当社を主要な取引先とする者（かかる取引先が法人等である場合は、当該法人等及びそのグループ企業の取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者）
  - ②就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先（かかる取引先が法人等である場合は、当該法人等及びそのグループ企業の取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者）
  - ③就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、1,000万円を超える財産を当社から報酬として受けている者（かかる報酬が法人等に支払われる場合は、就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当該法人等の年間収入の2%を超える財産を当社から報酬として受けている法人等及びそのグループ企業の、取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者）
  - ④次に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族
    - a. ①から③までに及び⑤から⑨までに掲げる者
    - b. 当社又は当社グループ企業の取締役、業務執行者、又は過去3事業年度のいずれかにおいてこれらの地位にあった者
  - ⑤現在又は就任前の1年間において、当社の主要株主（かかる主要株主が法人等である場合は、当該法人等及びそのグループ企業の取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者。また、当該主要株主が当社の親会社又はそのグループ会社である場合は、その取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者、又は過去10年間においてこれらの地位にあった者）
  - ⑥就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社グループ企業から年間1,000万円を超える寄付を受けた者（かかる寄付が法人等に支払われる場合は、就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当該法人等の年間収入の2%を超える財産を当社又は当社グループ企業から寄付を受けた法人等及びそのグループ企業の取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者）
  - ⑦現在又は就任前の1年間において、当社及び子会社の取締役が所属する法人等の取締役、執行役、監査役、会計参与又はその他の業務執行者
  - ⑧当社の社外役員としての通算の在任期間が10年を超える者
  - ⑨現在又は就任前の1年間において、当社の会計監査人に所属する者

### [定義規定]

主要な取引先：①においては、当社に対する売上高が、就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当該取引先の連結売上高の2%以上の取引規模の取引先

②においては、就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当該取引先に対する当社の売上高が連結売上高の2%以上の取引規模の取引先（就任前の過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引金融機関であって、当該融資の代替が困難であるものを含む）

法人等：株式会社その他法人格を有する者又は組合等の法人格のない団体

グループ企業：法人等の子会社並びに親会社及びその子会社（兄弟会社）

業務執行者：会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者（業務執行取締役・執行役、従業員（取締役でない執行役員を含む）等）、並びにその法人等の役員・使用人（理事等法定の役員や雇用・委託等の関係にあるものを含む）

主要株主：議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する大株主及び特別な契約に基づき発行された株式の株主

以 上